

第26回関東少女サッカー大会 実施要項

- 1 目的 関東地区における女子のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とし、12歳以下の全ての女子登録選手に参加する資格が与えられる大会として開催する。
- 2 名称 第26回関東少女サッカー大会
- 3 主催 関東サッカー協会
- 4 主管 関東サッカー協会女子委員会、(一社)群馬県サッカー協会女子委員会
- 5 協賛 (株)モルテン (株)ユナイテッドフォトプレス 他
- 6 期日 平成25年11月16日(土)、17日(日)
- 7 会場 庚申山総合公園多目的広場サッカー場 群馬県藤岡市藤岡2570-1 TEL: 0274-23-9850
HP: http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kanri/template_kousinmultiuseround_00.html
浄法寺スポーツ公園サッカー場 群馬県藤岡市浄法寺1006
HP: http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kanri/jyoboji_soccer.html
- 8 出場資格
 - (1) 出場チームは、(公財)日本サッカー協会の登録区分「女子」に登録された単独チームで、各都県サッカー協会が推薦したチームとする。
 - (2) 出場選手は、(公財)日本サッカー協会の登録区分「女子」に登録された12歳以下の女子小学生であること。
 - (3) 出場選手は、試合会場に登録選手証(写真付)を持参すること。持参しない選手は試合に出場できない。
- 9 参加チーム及びその数
 - (1) 参加チーム数は、関東サッカー協会に加盟する各都県サッカー協会より推薦された16チームとする。
 - (2) 各都県の代表チーム数の配分は、東京3、栃木1、神奈川2、埼玉2、千葉2、茨城2、山梨2、群馬、2
- 10 競技方法
 - (1) 16チームを4つのグループに分け、4チームによるリーグ戦を行う。次に各グループの1位~2位と3位~4位のブロックごとにトーナメント方式により、優勝以下全順位を決定する。
 - (2) リーグ戦の順位決定は、勝ち点(勝-3点、分-1点、負-0点)による。勝ち点で順位が決定しないときは、得失点差、総得点、当該チーム同士の対戦結果、抽選の順とする。
 - (3) トーナメント戦において、試合時間内に勝敗が決しないときは、ペナルティーキック方式により次への進出チームを決定する。
 - (4) 試合時間は40分とし、ハーフタイムのインターバルは5分間とする。
- 11 競技規則
 - (1) 本年度の(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。大会で使用する試合球は4号ボール(大会本部で用意)とする。

(2) 選手交代は、メンバー表にある最大限9人までの交代要員を、主審の許可を得て交代することができる。なお、交代選手としてベンチに退いた選手が、再び交代選手として試合に出場することができる。

(3) 交代の回数に制限はないが、選手交代を繰り返すことが試合進行上の遅延行為とならないように、配慮する。

(4) 本大会において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場出来ず、それ以降の処置については大会の規律・フェアプレー委員会で決定する。

(5) 本大会期間中、警告を2回以上受けた者は、次の1試合に出場出来ない。

(6) ベンチに入ることができる要員は、メンバー表に記載されている選手、コーチングスタッフ3名まで及び保健要員1名とする。

(7) 試合中にベンチから戦術的指示ができる指導者は、指定された1名のみとする。

12 ユニフォーム

(1) ユニフォームには選手固有の番号をつける。

(2) (財)日本サッカー協会のユニフォーム規定に準拠した正副2組のユニフォームを必ず携行すること。

シャ

ツ・ショーツ・ストッキングは正副全て別色でなければならない。ゴールキーパーも同様とする。

(3) ショーツにも背番号と同じ番号をつけることが望ましい。

13 審判 審判員は、大会本部にて手配する。

14 天候による処置について

(1) 試合の停止、中止及び開始に関する決定は、当該試合の主審の判断によるものとする。ただし、これに

ついて大会本部が助言できるものとする。

(2) 試合中の飲水は、選手の健康状態を考慮し、必要により飲水タイムをとる。

(3) 落雷の恐れが発生した場合の処置は下記のとおりとする。

<初日：リーグ戦>

① 試合開始前に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は試合開始を止め、落雷の恐れがなくなったと判断出来るまで試合を開始させない。
また、試合開始予定時間から20分を過ぎてもこの恐れがなくなったと判断できない場合、当該試合は引き分けとし、スコアは0-0とする。

② 試合実施中に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は即試合を中断し、落雷の恐れがなくなったと判断出来るまで試合を再開させない。
ただし、中断時間が20分を越えた場合の処置は次のとおりとする。
当該試合が前半20分ハーフを終えている場合は、試合が中断した時点でのスコアをもって試合成立とする。
当該試合が前半20分ハーフを終えていない場合は、当該試合は引き分けとし、スコアは0-0とする。

る。

<2日目：トーナメント戦>

① 試合開始前に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は試合開始を止め、落雷の恐れがなくなったと判断出来るまで試合を開始させない。
また、試合開始予定時間から20分を過ぎてもこの恐れがなくなったと判断できない場合、当該試合はスコアを0-0とし、コイントスにより勝敗を決する。

② 試合実施中に、会場付近に落雷の恐れがあると判断できる雷鳴が聞こえた場合、当該試合の主審は即試合を中断し、落雷の恐れがなくなったと判断出来るまで試合を再開させない。

ただし、中断時間が20分を越えた場合の処置は次のとおりとする。

当該試合が前半20分ハーフを終えている場合は、試合が中断した時点でのスコアをもって試合成立とし、スコアが同点の場合はコイントスにより勝敗を決する。

当該試合が前半20分ハーフを終えていない場合は、当該試合はコイントスにより勝敗を決する。

15 傷害保険

本大会における傷病について大会本部は応急処置に協力するが、その後の処置については当該チームの責任とする。出場選手については、チームの責任のもと必ずスポーツ安全保険等に加入していること。

16 試合組合せ

関東少女部会にて、関東サッカー協会が立会いのもと、平成25年10月19日（土）に組合せ抽選を行う。

17 表彰

優勝、準優勝、第3位、敢闘賞のチームに表彰状と楯を授与する。なお、優勝チームに対し関東サッカー協会会長杯を授与し、優勝チームは次回までこれを保持する。

18 監督会議

(1) 平成25年11月16日（土）9時00分～、庚申山体育館（藤岡市藤岡2597TEL：0274-23-9735）内にて行う。

(2) 監督会議に出場チーム関係者が欠席した場合は、大会本部の措置に一任し、それ以降の処置につ

いては本大会の規律・フェアプレー委員会で決定する。

19 大会プログラム

関東サッカー協会女子委員会の規定に基づき、出場各チームへの大会プログラムの無償配布は3部までとし、出場各チームは、登録選手数分のプログラムを1部500円で購入するものとする。

20 大会参加経費 すべて出場チームの負担とする。

21 宿舎及び弁当の手配

宿舎及び弁当については、（一社）群馬県サッカー協会女子委員会が依頼する地元旅館業組合が、出場チームからの申込を受けて手配を行う。

22 大会参加申込

(1) 大会参加申込用紙（Excelデータ形式）に必須事項を入力の上、下記までEメールに添付し送信する。

また、その中のエントリー用紙をプリントアウトし、所属都県サッカー協会長の確認印を受け下記まで

郵送する。エントリーできる選手の数は、1チーム20名を限度とする。

申し込み先：〒374-0055 群馬県館林市成島町446-2

（一社）群馬県サッカー協会女子委員会 少女部会 事務局 石井雅子

TEL(携帯)：090-2454-2383 FAX：0276-73-0270

Eメール：gunmazyosiu12@yahoo.co.jp

(2) 申し込み締め切りは、Eメール添付申込は平成25年10月20日（日）までとし、各都県サッカー協会長

の捺印がある用紙は10月29日（火）までに郵送するものとする。

(3) 締め切り後の選手エントリーの変更は10月31日（木）までとし、それ以降の変更は認めない。各

都県

協会の捺印がある変更用紙は、11月6日（水）までに郵送するものとする。

- (4) 各都県の代表チームは、各都県予選の結果（Excel データ形式）を大会参加申込用紙とともにEメール添付で送信する。

23 参加料

- (1) 1チーム 30,000円 とする。
(2) 参加費は平成25年10月25日（金）までに下記銀行口座に振り込むこととし、振込み手数料は振り

込

み人の負担とする。振込人名には、事業番号527県名チーム名を入れること。

振込口座：群馬銀行 県庁支店 普通 0579469 (シャ)グンマケンサッカーキョウカイ

※振込時の注意・・・必ずチーム名の前に「**事業番号527**」と「**県名 チーム名**」（7桁）を記入してください。（例：**527** 群馬 AC館林フェリス）

24 その他

- (1) 本大会競技委員会内に規律・フェアプレー委員会を組織する。

規律・フェアプレー委員会の構成員は、関東サッカー協会女子委員会少女部会長、同 副部会長、同 事務

務

局長、本大会審判委員長（（一社）群馬県サッカー協会審判委員長）、（一社）群馬県サッカー協会女子委員長の計5名とし、委員長は関東サッカー協会女子委員会少女部会長とする。

- (2) 本大会規定に違反したとき、その他の不都合な行為のあったときは、規律・フェアプレー委員会で協議

しそのチームの出場を停止することができる。

- (3) 本大会要項に規定されていない事項については、大会競技委員会において協議し決定する。

以上